



ARIB STD-T121

400MHz帯デジタル船上通信設備
(チャネル間隔6.25kHz/4値FSK方式)

400MHz-BAND DIGITAL ON-BOARD VESSEL
COMMUNICATIONS EQUIPMENT

標準規格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T121 1.0版

2020年 9月28日 策定

一般社団法人 電波産業会
Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、デジタル船上通信設備(チャネル間隔 6.25kHz /4 値 FSK 方式)の無線区間インターフェースについて策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

別表 1

(第一号選択)

(なし)

別表 2

(第二号選択)

(なし)

【余白】

目 次

第1章 一般事項.....	1
1.1 概要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 標準化原則.....	2
1.4 準拠文書	2
第2章 システムの概要	3
2.1 システムの構成	3
2.2 機能ブロックの構成	5
2.2.1 基地型無線装置	5
2.2.2 携帯型無線装置.....	5
第3章 無線設備の技術的条件	7
3.1 概要	7
3.2 一般的条件.....	7
3.3 変復調方式に関する条件	9
3.4 送受信装置に関する条件	11
3.4.1 送信装置.....	11
3.4.2 受信装置.....	12
第4章 通信制御方式.....	15
4.1 基本インターフェース規格	15
4.2 その他.....	15
第5章 音声符号化方式.....	17
第6章 測定法	19
第7章 用語解説.....	21
参考資料1 デジタル船上通信の運用ルール	23
1 概要	23
2 通信の保護.....	23
3 運用ルール.....	23
4 電波法関係審査基準 船上通信局の抜粋	24
参考資料2 デジタル船上通信の国際規格	25
1 概要	25
2 無線通信規則	25
3 ITU-R 勧告	25
4 ETSI 規格.....	25